

## 設計施工一括仮契約書（案）

- 1 工事番号 ス振工第1号
- 2 工事場所 新潟県長岡市陽光台5丁目3
- 3 工事名 長岡ニュータウン運動公園野球場整備工事
- 4 工期
  - (1) 工事期間 議会議決の日（当日を算入）から令和10年3月●日まで
  - (2) 着手期限 議会議決の日（工事期間の起算日）から7日以内
- 5 工事代金の額 金\_\_\_\_\_円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額●●●円)
- 6 請負代金の支払
  - (1) 前払金 する
  - (2) 部分払 する
  - (3) 最終支払 竣工検査後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内
- 7 契約保証金 金\_\_\_\_\_円
- 8 権利義務の譲渡等の禁止  

受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 9 請負代金支払の特約
  - (1) 本工事は令和7年3月から令和10年3月までの3か年の継続工事であり、各年度における支払限度額は当該年度の歳出予算の範囲内とし、当該支払限度額は別途通知する。  
なお、請負代金の請求期限は令和●年4月1日以降とし、令和●年度以降の請負代金の請求時期は各年度の4月1日以降とする。
  - (2) 前払金額は、各年度における支払限度額の40%以内とする。  
なお、前払金の請求時期は令和●年4月1日以降とし、令和●年度以降の前払金の請求時期は各年度の4月1日以降とする。
- 10 本契約の締結と仮契約の効力
  - (1) この仮契約について長岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例による議会の議決が得られたときは、改めて本契約を締結することがなく、当然この仮契約が本契約としての効力を有するものとする。

(2) 前号の議決が得られなかったときは、当然この仮契約は効力を失うものとする。

前記工事の施工については、この契約に定めるほか、長岡市財務規則並びに長岡ニュータウン運動公園野球場整備・管理運営事業設計施工一括契約約款及び提案書によるものとし、この仮契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 長 岡 市 長

受注者

企業体名称

構成員の代表者

構成員

構成員